

東京都農業改良資金取扱要綱

平成 16 年 3 月 25 日
15 産労農政第 2205 号

(目的)

第 1 条 この要綱は農業改良資金融通法（昭和 31 年法律第 102 号。以下「法」という。）に基づき、農業の担い手が農業経営の改善を目的として創意と自主性をいかしつつ、新作物に取り組む場合、新技術を導入する場合、農畜産物の加工を始める場合などを支援するために必要な資金の貸付けに当たり、都が農業改良措置の認定等を行い、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が無利子の資金を貸し付けることにより、農業経営の安定及び農業生産力の向上を図ることを目的とする。

さらに、この農業改良資金の貸付けについては、認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号。以下「農商工等連携促進法」という。）第 11 条第 1 項の認定中小企業者をいう。以下同じ。）、認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第 8 条第 1 項の認定製造事業者等（株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号。以下「日本公庫法」という。）第 2 条第 3 号に規定する中小企業者に限る。）をいい、当該認定製造事業者等が米穀新用途利用促進法第 2 条第 4 項の事業協同組合等又は同条第 6 項の促進事業協同組合等である場合には、その直接又は間接の構成員を含む。以下同じ。）又は促進事業者（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号。以下「六次産業化法」という。）第 6 条第 3 項に規定する認定総合化事業計画（以下「認定総合化事業計画」という。）に従って六次産業化法第 5 条第 4 項第 1 号に掲げる措置を行う六次産業化法第 6 条第 3 項に規定する促進事業者（日本公庫法第 2 条第 3 号に規定する中小企業者に限る。）をいう。以下同じ。）にも貸付けを行うことができるため、この認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する貸付けを通じ、農業者の経営の改善を図ることを目的とする。

(貸付資格の認定)

第 2 条 知事は、法第 2 条に定める農業改良措置の内容が次の表のいずれかの要件を満たす場合に、農業改良資金の貸付資格を認定するものとする。

内 容	要 件
1 新たな農業部門の経営を開始する場合	新規の作物・家畜等を導入し、別途知事が定める従来取り扱っていない作物（品種を含む。）区分へ進出する場合
2 新たな加工の事業の経営を開始する場合	自ら生産した農畜産物を主原料とした加工の事業を新たに開始する場合及び既に加工の事業に取り組んでいた者が、従来の技術・経営方法で対応できない新しい加工の事業を開始する場合
3 農畜産物又はその加工品について新たな生産方式を導入する場合	農業者等（法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する農業者等をいう。以下同じ。）にとって新たな技術又は取組で、品質及び収量の向上、費用及び労働力の削減に資するものを導入する場合
4 農畜産物又はその加工品について新たな販売方式を導入する場合	自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術・経営方法で対応できない新しい販売方式を導入する場合

5 認定中小企業者に対する貸付けの場合	イ 農業経営に必要な施設を設置する場合 ロ 認定中小企業者が使用する加工施設を改良、造成又は取得する場合 ハ 認定中小企業者が使用する販売施設を改良、造成又は取得する場合
6 認定製造事業者等に対する貸付けの場合	農業経営に必要な施設であつて、新用途米穀（米穀新用途利用促進法第2条第2項に定める新用途米穀をいう。以下同じ。）の生産の高度化に資する場合
7 促進事業者に対する貸付けの場合	イ 農業経営に必要な施設を設置する場合 ロ 促進事業者が使用する加工施設を改良、造成又は取得する場合 ハ 促進事業者が使用する販売施設を改良、造成又は取得する場合

（農業者等における認定対象者）

第3条 農業改良資金の貸付資格の認定対象者は、第7条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する農業者等とする。

- 一 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）第19条第1項の環境負荷低減事業活動実施計画又は同法第21条第1項の特定環境負荷低減事業活動実施計画を作成し、認定を受けた農業者等（認定を受けた団体の構成員等である農業者を含む。）
- 二 青年等の就農促進のための貸付等に関する特別措置法（平成7年法律第2号。以下「青年等就農促進法」という。）第4条第4項に規定する認定農業者（青年等就農促進法第2条第2項に規定する認定就農計画に従って新たに就農しようとする青年等を青年等就農促進法第4条第2項第3号の措置を実施してその営む農業に就業させる場合に限る。）
- 三 農商工等連携促進法第4条第1項の農商工等連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等
- 四 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。）第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（同計画に従って農林漁業バイオ燃料法第2条第3項第2号イに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- 五 米穀新用途利用促進法第4条第1項の生産製造連携事業計画を作成し、認定を受けた同法第2条第3項に規定する生産者又は同条第6項に規定する促進事業者のうち同項第2号の特定畜産物等の生産の事業を行う者等（同計画に従って米穀新用途利用促進法第2条第7項第2号イ又はハに掲げる措置を実施する場合に限る。）
- 六 六次産業化法第5条第1項の総合化事業計画を作成し、認定を受けた農業者等（認定を受けた団体の構成員等である農業者等を含む。）

（農業者等に対する貸付限度額等）

第4条 貸付金の限度額等については以下のとおりとする。

- 一 利率は無利子とする。
- 二 貸付金の限度額は、公庫の定める額とする。

（農業者等についての償還期限及び据置期間）

第5条 貸付金の償還期限及び据置期間は次に定める年数以内で、公庫の定める年数とする。

貸付内容	償還期限	据置期間
------	------	------

法第 4 条に定める特定地域資金を借り受ける場合	12 年以内	5 年以内
みどりの食料システム法第 23 条に定める資金を借り受ける場合	12 年以内	3 年以内
青年等就農促進法第 21 条に定める資金を借り受ける場合	12 年以内	5 年以内
農商工等連携促進法第 11 条第 2 項に定める資金を借り受ける場合	12 年以内	5 年以内
農林漁業バイオ燃料法第 8 条に定める資金を借り受ける場合	12 年以内	3 年以内
米穀新用途利用促進法第 8 条第 2 項に定める資金を借り受ける場合	12 年以内	3 年以内
六次産業化法第 9 条第 2 項に定める資金を借り受ける場合	12 年以内	5 年以内

2 償還方法は、均等割賦償還とする。

(農業者等に対する農業改良資金の内容)

第 6 条 農業改良資金の内容は、法第 6 条第 1 項の貸付資格の認定を受けた農業改良措置計画に従って農業改良措置を導入するのに必要な次に掲げる資金とする。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- 三 家畜の購入又は育成に必要な資金
- 四 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他の作付け条件の整備に必要な資金
- 五 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農畜産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うために必要な資金
- 六 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るために必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うために必要な資金
- 七 能率的な農業の技術又は経営手法を習得するための研修を受けるために必要な資金
- 八 品種の転換を行うために必要な資金
- 九 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
- 十 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるために必要な資金
- 十一 五から十までに掲げる資金のほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用（資材費（種苗費、肥料代、農薬費、燃料費等）、雇用労賃及び機械・施設の修理費をいい、農業改良措置の導入に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに必要な資金

(認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者における認定対象者)

第 7 条 認定中小企業者における貸付資格の認定対象者は、農商工等連携促進法第 4 条第 2 項第 2 号イに掲げる措置を行う認定中小企業者とする。

- 2 認定製造事業者等における貸付資格の認定対象者は、米穀新用途促進法第 4 条第 2 項第 3 号の農業改良支援措置を行う認定製造事業者等とする。
- 3 促進事業者における貸付資格の認定対象者は、六次産業化法第 5 条第 4 項第 1 号に掲げる措置を行う促進事業者とする。
- 4 次に掲げる場合については、貸付対象者から除外することとする。
 - 一 金融保険業（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる金融業及び保険業をいう。）を営む場合
 - 二 融資機関と取引停止中であり、又は初回不渡発生後 6 ヶ月を経過していない場合

三 暴力的不法行為者が申し込んだ場合又は申込みの際に法律上の手続を経ることなく金銭の貸借の媒介を業として行うものが介在する場合

四 許認可及び登録等を必要とする業種にも関わらず、当該許認可及び登録等を受けずに当該業種を営んでいる場合

(認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する貸付限度額等)

第 8 条 貸付金の限度額等については以下のとおりとする。

- 一 利率は無利子とする。
- 二 貸付金の限度額は、公庫が定める額とする。

(認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者についての償還期限及び据置期間)

第 9 条 償還期限及び据置期間は、下表に定める年数以内でそれぞれ公庫が定める年数とする。

貸付対象者	償還期限(据置期間)
認定中小企業者	12(5)年以内
認定製造事業者等	12(3)年以内
促進事業者	12(5)年以内

(認定中小企業者、認定製造事業者等又は促進事業者に対する農業改良資金の内容)

第 10 条 認定中小企業者に対する貸付けについては、認定農商工等連携事業を行う連携先の農業者等(連携先の団体(農商工等連携促進法第 2 条第 2 項の団体をいう。)の構成員又は出資者(以下「構成員等」という。)である農業者等を含む。以下「連携先の農業者等」という。)が認定農商工連携事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、連携先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる次に掲げる措置についての貸付けである。

一 農業経営に必要な施設の設置

認定中小企業者が連携先の農業者等に代わって、当該連携先の農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該連携先の農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、トラクター、コンバイン等の農業機械や、保管庫、格納庫、ビニルハウス等の農業生産に関連する建物等とする。ただし、施設の改良によるものを除く。

二 認定中小企業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

認定中小企業者が連携先の農業者等の農畜産物又はその加工品(以下第 1 項において「農畜産物等」という。)を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該連携先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得することをいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、

イ 農商工連携事業を契機に、連携先の農業者等が新規に又は拡大して農畜産物等を生産する場合には、認定中小企業者は、その新規に又は拡大して生産された農畜産物等を全て引き受けることが見込まれること。

ロ イの引き受けについて、認定中小企業者と連携先の農業者等とは、安定的な取引関係として、最低 5 年以上の契約を継続することが見込まれること。

のいずれも満たさなければならない。

ハ なお、認定中小企業者において、連携先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあつては、連携先以外の農業者等から調達することもできるが、その際には、この農産物等全体の調達量に占める連携先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね 50 パーセントを超えることが見込まれることとする。

三 認定中小企業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

連携先の農業者等の生産する農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれること」の具体的な判断基準については、上記二のイからハまでの規定を準用する。ただし、ハにおいて「生産等」とあるのは、「販売」と読み替えるものとする。

2 認定製造事業者等に対する貸付けについては、農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産高度化に資するものに対して行う。

なお、「農業経営に必要な施設であって、新用途米穀の生産の高度化に資するものの設置」とは、認定製造事業者等が認定生産製造連携事業計画に従って事業を行う農業者等に代わって、新用途米穀の低コスト化や高品質化等に資する当該農業者等の行う生産活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該農業者等が利用することをいう。この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、レーザー式均平作業機、自動種子コーティング機、水稻直播機等の農業機械や、低温保管貯蔵施設、乾燥施設、格納庫等の農業生産に関連するものとする。

3 促進事業者に対する貸付けについては、認定総合化事業を行う支援先の農業者等（支援先の団体（六次産業化法第3条第1項の団体をいう。）の構成員等である農業者等を含む。以下「支援先の農業者等」という。）が認定総合化事業計画に従って実施する農業改良措置を支援するための措置として、支援先の農業者等の経営改善に対する寄与度が高いと認められる次に掲げる措置についての貸付けである。

一 農業経営に必要な施設の設置

促進事業者が支援先の農業者等に代わって、当該支援先の農業者等が行う農畜産物（その生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものを含む。以下第3項において同じ。）の生産（六次産業化法第3条第3項に規定する生産をいう。以下第3項において同じ。）又はその加工若しくは販売の活動に必要な機械、建物等を導入し、この機械、建物等を当該支援先の農業者等が利用することをいう。

この施設は、固定資産、流動資産の別を問わないものとし、周年安定栽培に適したビニルハウス、稲わらの収集、加工用野菜の効率的な収穫等に必要な機械、農畜産物の加工用施設、直売所等の農畜産物の生産又はその加工若しくは販売に関連するものとする。ただし、施設の改良によるものを除く。

二 促進事業者が使用する加工施設の改良、造成又は取得

促進事業者が支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物又はその加工品（以下第3項において「農畜産物等」という。）を原料又は材料として相当程度使用することが見込まれることにより、当該支援先の農業者等の農業改良措置を支援するための措置として有効な加工施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度使用することが見込まれること」の具体的な判断基準は、促進事業者において、支援先の農業者等からの農畜産物等のみでは商品の生産等を行うことができない場合にあっては、支援先の農業者等から調達する農畜産物等と同種の農畜産物等を他から調達することもできるが、その際には、この農畜産物等全体の調達量に占める支援先の農業者等からの当該農畜産物等の調達量の割合はおおむね50%を超えることが見込まれることとする。

三 促進事業者が使用する販売施設の改良、造成又は取得

支援先の農業者等の生産等に係る農畜産物等を相当程度販売することが見込まれる販売施設の改良、造成又は取得をいう。

この「相当程度販売することが見込まれること」の具体的な判断基準については、二の規定を準用する。この場合において、二中「商品の生産等」とあるのは、「商品の販売」と読み替えるものとする。

（支払の猶予）

第11条 償還金の支払いの猶予については、公庫の定めによるものとする。

(国への報告)

第12条 都は、農業改良資金の貸付資格の認定について、毎年度の貸付資格の認定にかかわる申請件数及びその認定件数を、当該年度の翌年度の5月末日までに、国へ報告するものとする。

附 則 (平成16年3月25日付15産労農政第2205号)

この要綱は決定の日から施行する。

附 則 (平成16年6月23日付16産労農調第306号)

この要綱は決定の日から施行する。

附 則 (平成16年11月16日付16産労農調第690号)

この要綱は決定の日から施行する。

附 則 (平成18年5月9日付18産労農調第107号)

この要綱は決定の日から施行する。

附 則 (平成19年5月31日付19産労農調第143号)

この要綱は決定の日から施行する。

附 則 (平成20年12月22日付20産労農調第843号)

この要綱は決定の日から施行する。

附 則 (平成21年5月11日付21産労農調第85号)

この要綱は決定の日から施行する。

附 則 (平成21年8月28日付21産労農調第405号)

この要綱は決定の日から施行する。

附 則 (平成22年11月12日付22産労農調第556号)

1 この要綱は決定の日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

2 改正後のこの要綱の適用前に、現に改正前の東京都農業改良資金貸付要綱により都が行った農業改良資金の貸付けに係る事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年5月23日付23産労農調第1020号)

この要綱は決定の日から施行する。

附 則 (平成26年2月18日付25産労農調第882号)

この要綱は決定の日から施行する。

附 則 (平成26年2月18日付25産労農調第882号)

この要綱は決定の日から施行する。

附 則 (令和4年7月21日付4産労農調第373号)

1 この要綱は決定の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

2 改正前の第3条第1項第1号の貸付対象者であって、次に掲げるものが本資金を借り受ける場合は、なお従前の例による。

(1) 令和4年6月30日以前に貸付けの決定を行ったもの

(2) 令和4年6月30日以前にみどりの食料システム法附則第2条の規定による廃止前の持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号。以下「旧持続農業法」という。)第4条第1項の認定を受けたもの

(3) 令和4年7月1日以降にみどりの食料システム法附則第3条第1項の規定により旧持続農業法第4条第1項の認定を受けたもの